

る。つまり、「腐ったリンゴ」は決して少なくないといえる。

ではどう対処すればよいのかということだが、まず、「職員の能力と倫理観は相関しない」という価値観の共有から始めなければならない。つまり、「倫理観のない職員は能力が低い」との思い込みを改める必要がある。その上で、組織的に倫理観を醸成していかなければならない。その際に押さえておくべき6つの点について、経営心理学の立場から述べていく。

第1に、倫理観は、仕事への満足度にある程度影響を受けるといわれる。倫理観が低い職員でも、仕事に満足していれば道徳的に振る舞う可能性が高いという。反対に、誠実さを備えた職員であっても、疎外されることで倫理観を放棄しやすくなる。職員に有意義な任務を与えることで、評価されていると実感させる必要がある。第2に、職員はリーダーの道徳的な水準を見て、組織の倫理性を判断するといわれる。要するに、職員に道徳的な振る舞いを望むなら、リーダー自身から始めよということである。第3に、誠実な同僚と組ませることによって、倫理観が低い職員の道徳的

な振る舞いを喚起することができるといわれる。人間は、観察と模倣を通じて無意識のうちに学習する可能性が高いという。第4に、倫理的な選択（内部告発など）を支援している企業では、非生産的な振る舞いや不正行為の発生率が低下し、従業員の満足度も向上するといわれている。組織として成長していくために、職員の道徳的資質を向上させることは必要不可欠である。第5に、有害な環境や道徳的な圧力が弱い状況のほうで、職員の反社会的な資質が表面化しやすいといわれる。人の性格を変えるのは困難だが、自己管理能力の低い職員の監視と管理を少し強化するなど、職場の環境を変えることなら比較的容易にできる。最後に、「融和」や「思いやり」を理念とすることよりも、組織が真に重要視していることは、寛大で私心のない振る舞いであると職員に理解させることが大切だといわれる。

管理職か否かにかかわらず、倫理観や道徳観の低い職員は組織全体の問題である。そして、職員を一人の人間として見つめ直すことから、この問題の対策を始めるべきではないかと考える。

予防技術検定模擬テスト

NO.204

— 解説 付 —

〔共通〕

問1 防火対象物における避難上必要な施設の管理に関する次の記述のうち、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 防火対象物の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理する責務を負っている者は、消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物（同表18項から20項までに掲げるものを除く。）の管理について権原を有する者である。
- (2) 避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない避難上必要な施設に階段や避難口は含まれるが、廊下は含まれない。
- (3) 消防長、消防署長以外の消防吏員は、防火対象物において避難に支障になると認める物件が放置され、又はみだりに存置されている場合であっても、当該物件の整理又は除去を命ずることはできない。
- (4) 防火対象物において避難に支障になると認める物件が放置され、又はみだりに存置されている場合に、当該物件の整理又は除去命令の対象者は、当該

物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に限られる。

〔消防用設備等〕

問1 甲種消防設備士の指定区分と工事又は整備を行うことができる消防用設備等の種類の組み合わせとして、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

	指定区分	消防用設備等の種類
(1)	第二類	水噴霧消火設備
(2)	第三類	パッケージ型消火設備
(3)	第四類	住戸用自動火災報知設備
(4)	第五類	救助袋

〔消防用設備等〕

問2 蓄光式誘導標識の技術上の基準に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、選択肢中にある「最終避難口」とは、屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）をいうものとする。

- (1) 蓄光式誘導標識とは、誘導標識のうち燐光等により光を発するものをいう。
- (2) 令別表第一(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室において、主として当該居室に存する者が利用する最終避難口を有し、室内の各部分から最終避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、屋内の各部分から最終避難口に至る歩行距離が30m以下である場合、蓄光式誘導標識を消防庁長官が定めるところにより設けることにより、当該居室部分における避難口誘導灯の設置を免除することができる。
- (3) 令別表第一(2)項二に掲げる防火対象物に設ける通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。）にあっては、床面又はその直近の避難上有効な箇所に設けることとされているが、消防庁長官が定める

ところにより蓄光式誘導標識が設けた場合にあっては、この基準は適用されない。

- (4) 誘導灯の非常電源の容量は、消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の最終避難口及び直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）、避難階の最終避難口に通ずる廊下及び通路、乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路並びに直通階段に設ける避難口誘導灯及び通路誘導灯にあっては、これらを有効に60分間作動できる容量以上とすることとされているが、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識を設けた防火対象物又はその部分については、これらの避難口誘導灯及び通路誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすることができる。

解答と解説

〔共通〕 問1 答 (1)

解説

法第8条では、一定の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理上必要な業務の一つとして避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理を防火管理者に行わせることが義務付けられており、避難上必要な施設や防火戸の具体的な管理の基準については、従来、消防庁から示されている火災予防条例（例）を参考に、多くの市町村において火災予防条例で定められていた。しかし、平成13年9月に新宿区歌舞伎町において発生した小規模雑居ビル火災をはじめとする当時の火災事例等の教訓として、避難上必要な施設の管理が適切になされていない場合には火災による被害が甚大となることが明らかになったことを踏まえ、平成14年4月の消防法の一部改正により、法第8条の2の4が新設され、令別表第一(18)項から(20)項を除いた防火対象物に係る避難上必要な施設及び防火戸の管理基準が法律上明確にされた。また、同改正以前は、防火対象物における火災予防上の危険については法第5条によって消防長又は消防署長が必要な措置を命ずることしかできなかったが、新宿区歌舞伎町小規模雑居ビル火災を契機に防火対象物の予防査察等を直接担当する消防吏員が迅速機宜に命令を発する必要性等が認識された結果、同改正により法第5条の3が新設された。逐条解説消防法第五版P. 83、P. 186参照。

- (1) 法第8条の2の4及び令第4条の2の3の規定のとおりであり、正しい。避難上必要な施設や防火戸の管理については、法第8条に基づく防火管理規制の対象者とは異なり、収容人員には関係なく、令別表第一に掲げる防火対象物（同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。）の管理について権原を有する者が対象となる。
- (2) 法第8条の2の4の規定のとおり、廊下も含まれるため、誤り。
- (3) 法第5条の3第1項の規定のとおり、消防長、消防

署長だけではなく、その他の消防吏員も避難に支障になると認める物件の整理又は除去ができるため、誤り。

- (4) 法第5条の3第1項の規定のとおり、避難に支障になると認める物件の整理又は除去命令の対象者は、当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に加え、特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者となっているため、誤り。なお、特に緊急の必要があると認める場合とは、所有者、管理者又は占有者で権原を有する者の住所が現場から遠い等の事情から命令を伝えるまでに日時を要し、かつ、一刻も早く命令を行わないと火災予防上重大な支障を生ずる等の理由がある場合等を指す。このように第5条の3第1項においては、法第3条第1項と異なり、火災予防上緊急の必要がある場合に、受命者の範囲を拡大することができるとしているのは、防火対象物における物件の放置等は、屋外におけるそれより、一般に火災が発生した場合の被害が大きいのと考えられるためである。逐条解説消防法第五版P. 84参照。

〔消防用設備等〕 問1 答 (1)

解説

甲種消防設備士が行うことができる工事又は整備については、法第17条の6第2項及び規則第33条の3第1項において、その指定区分に応じて工事又は整備を行うことができる消防用設備等の種類が規定されている。また、甲種消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（本設問ではパッケージ型消火設備と住戸用自動火災報知設備が該当する。）の工事又は整備の種類については、規則第33条の3第2項において消防庁長官が定めるとされ、「消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類

〔防火査察〕

問1 消防法（以下「法」という。）第3条に規定する「屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令等」に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第3条第1項に基づく命令要件は、「屋外において火災の予防に危険であると認める」場合等であり、「屋外」とは、建築物の外部をいい、敷地内であるか否かを問わないので、建築物の外装工事で火粉を発する行為は、火災予防上の危険性又は消防活動上の支障によっては、命令の対象となる。
- (2) 法第3条第1項1号では、「火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）の使用する行為の禁止等」を命じることができるが、「（物件に限る。）」としているのは、火を使用する設備器具等のうち、建築物等の工作物に該当するものは防火対象物であることから、防火対象物として法第5条第1項等の規定による措置命令によるべきものであるためである。
- (3) 法第3条第1項第2号の命令は、「残火、取灰又は火粉の始末」であるが、「残火」及び「取灰」は、いずれも何らかの火を使用する行為があった後に残されたもので、そのもとになった火の使用行為が屋内であると屋外であるとを問わないので、「始末」の対象になる「残火」又は「取灰」が、屋内にある場合でも火災の予防に危険であると認めれば当該命令を発することはできる。
- (4) 法第3条第1項第4号の命令は、「放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去」であるが、「みだりに存置」とは、その物件の所有者、管理者又は占有者にそれをその場所に置いておく意志が現在ともあり、また、その物件について多少の管理もなされていると認められるものの、それを置くことに何ら正当な理由が見いだせず、ほぼ放置と同様な状態にあることをいう。

〔防火査察〕

問2 消防法（以下「法」という。）第4条に基づく立入検査に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 立入検査において、無確認増築等により、合板等を用いて室や通路等を増築している状況を発見した場合は、建築基準法令の防火に関する規定に違反しているおそれがあり、火災予防上の危険が認められるため、建築部局へ通知する必要がある。
- (2) 立入検査において、「可燃性ガスが滞留する場所で、ガスコンロを使用している。」など、火災の予防上猶予できない緊急性が高い事案を発見した場合は、立入検査終了後でなく、その途中で違反処理へ移行するなど適切な対応をする必要がある。
- (3) 系列事業場がある店舗の立入検査において、人事異動により防火管理者未選任等の違反を確認した場合は、管内の系列事業場における立入検査の際に注意するとともに、必要に応じて、管外の系列事業場を管轄する消防本部への照会・情報提供等、連携した指導等の実施に配慮する必要がある。
- (4) 違反改修の履行義務者に交付する立入検査結果の通知（通知書）は、法的には違反事項の是正を強制するものではなく、あくまでも行政指導に属するため、法的に設置義務のない消防用設備等の設置を指導し、相手側が設置した場合など、関係者に損害を与えた場合でも、国家賠償法第1条に基づく損害賠償の対象となることはない。

〔危険物〕

問1 次の各物質の属する品名について、正しいものを選べ。

- (1) トリエチルアルミニウム：第4類 特殊引火物
- (2) 過酢酸：第5類 有機過酸化物
- (3) 過塩素酸：第1類 無機過酸化物
- (4) ニトログリセリン：第5類 ニトロ化合物

解答と解説

を定める件」（平成16年消防庁告示第15号。以下「15号告示」という。）において規定されている。

- (1) 規則第33条の3第1項の規定により、第二類の甲種消防設備士は泡消火設備の工事又は整備ができるとされており、水噴霧消火設備の工事又は整備ができるのは第一類の甲種消防設備士とされているため、誤り。
- (2) 規則第33条の3第2項及び15号告示第2の規定により、第一類、第二類又は第三類の甲種消防設備士がパッケージ型消火設備の工事又は整備ができるとされているため、正しい。
- (3) 規則第33条の3第2項及び15号告示第2の規定によ

り、第四類の甲種消防設備士が住戸用自動火災報知設備の工事又は整備ができるとされているため、正しい。

- (4) 規則第33条の3第1項の規定により、第五類の甲種消防設備士が救助袋の工事又は整備ができるとされているため、正しい。

〔消防用設備等〕 問2 答 (4)

解説

蓄光式誘導標識は、誘導標識の一つであることから、通常は誘導標識の設置が義務付けられている防火対象物又はその部分において設置されることが想定されるが、本設問のとおり、誘導灯を補完する形で設けることによ

〔危険物〕

問2 指定可燃物に関する次の記述のうち、誤っているものを選べ。

- (1) 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- (2) 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石炭コークス、活

性炭及びこれらに類するものを含む。

- (3) わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- (4) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）をいう。

解答と解説

り、誘導灯の技術上の基準の一部免除ができる規定もある。なお、選択肢にある消防庁長官が定める蓄光式誘導標識の設置基準については、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号）第三及び第三の二に定められているが、より具体的な設置方法については、「蓄光式誘導標識等に係る運用について」（平成22年4月9日付け消防予第177号）が示されている。

- (1) 規則第28条の2第1項第3号ハの規定のとおりであり、正しい。
- (2) 規則第28条の2第1項第3号の規定のとおりであり、正しい。なお、本規定については、平成20年度に「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付月間」の一環として募集された全国規模の規制改革要望における（社）日本フランチャイズチェーン協会からの要望を踏まえ、総務省消防庁において、火災時の避難安全性を確保した上で、環境への意識が高まる中で事業者のニーズに合わせた規制を整備することが可能かどうか検討された結果、追加されたものである。
- (3) 規則第28条の3第4項第3号の2の規定のとおりであり、正しい。なお、本規定については、平成20年10月に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえ、令別表第一(2)項二に掲げる防火対象物における避難通路上の煙の早期滞留を想定し追加されたものである。「消防法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（平成21年9月30日付け消防予第408号）参照。
- (4) 規則第28条の3第4項第10号の規定のとおり、蓄光式誘導標識を設けることにより有効に20分間作動できる容量以上とすることができるのは通路誘導灯のみであり、避難口誘導灯は有効に60分間作動できる容量以上としなければならないため、誤り。

〔防火査察〕 問1 答 (3)**解説**

- (1) 法及び逐条解説消防法により適当。
- (2) 法及び逐条解説消防法により適当。
- (3) 法及び逐条解説消防法により、法第3条第1項第2号の命令は、そのもとになった火の使用行為が屋内で

あると屋外であるを問わないが、「始末」の対象となる「残火」又は「取灰」は、屋外にあることを要するので、不適当。

- (4) 法及び逐条解説消防法により適当。

〔防火査察〕 問2 答 (4)**解説**

- (1) 立入検査標準マニュアル（令和4年11月、総務省消防庁予防課）により適当。
- (2) 立入検査標準マニュアルにより適当。
- (3) 立入検査標準マニュアルにより適当。
- (4) 立入検査標準マニュアルにより、立入検査結果の通知（通知書）は、行政指導であるが、法的に設置義務のない消防用設備等の設置を指導し、相手側が設置した場合など、関係者に損害を与えた場合は、国家賠償法第1条に基づく損害賠償の対象となることがあるので、不適当。

〔危険物〕 問1 答 (2)**解説**

いずれも代表的な危険物である。過酢酸 CH_3COOOH 以外の属する品名は、トリエチルアルミニウム $(\text{CH}_3)_3\text{Al}$ は第3類アルキルアルミニウム、過塩素酸 HClO_4 は第6類過塩素酸、ニトログリセリン $\text{C}_3\text{H}_5(\text{ONO}_2)_3$ は第5類硝酸エステル類である。法別表第1参照。

〔危険物〕 問2 答 (4)**解説**

指定可燃物に該当する各物品については令別表第4の備考で定義されている。このうち合成樹脂類については、「合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。」とされている。すなわち、合成樹脂類には不燃性又は難燃性でないゴム製品等を含むとされている。